

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）
現地確認等業務委託仕様書（公募用）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結する。

1 業務の目的

飲食店の感染防止対策を周知し、事業の継続を支援するため、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証を行う。具体的には、県内飲食店を個別に訪問し、感染防止対策の取組状況をチェックリストに基づき現地確認する。チェック項目を遵守している場合は、認証ステッカーを交付する。

また、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証の質を担保するため、既に認証を取得している飲食店に対して、チェックリストに基づき感染防止対策を再確認する。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき飲食店への措置要請が実施される場合は、その遵守状況等を併せて確認する。

2 契約期間

令和4年10月1日（土）から令和5年3月31日（金）まで

3 現地確認等の実施日及び実施時間

令和4年10月1日（土）から令和5年3月31日（金）までの土日祝日を除く各日おおむね9時00分から21時00分までの間の実働8時間を基本とする。

また、現地確認等の時間のほか、その準備に要する時間や確認結果の取りまとめ及び報告に要する時間も含めて業務時間とする。

4 業務の対象区域

埼玉県内全域とする。

5 業務内容

業務の対象区域内の飲食店を個別に訪問し、チェックリストに基づき感染防止対策の取組状況等を現地確認する。

また、その結果を取りまとめて報告する。具体的な業務は以下のとおりとする。

(1) 従事者の確保及び実施体制の構築

受託者は、業務開始に先立ち、以下の業務従事者を確保し、業務実施に必要な体制を構築する。

なお、今後の感染状況等に応じ、埼玉県と協議しながら柔軟に対応すること。

ア 業務管理者

本業務を主として進行し、現地確認員を指揮・監督するとともに、現地確認員及び店舗からの問合せ対応や埼玉県との連絡調整を行う。また、現地確認等の結果の取りまとめ、埼玉県への報告、現地確認拠点や認証ステッカー等物品の管理などを行う。業務管理者の人数は1日当たり4人程度を基本とする。

イ 現地確認員

業務管理者の指示の下、埼玉県が指定する店舗を訪問し、現地確認等を行う。現地確認員の人数は1日当たり16人程度を基本とするが、当日、体調不良者等が出た場合に備え、代替要員を準備すること。

なお、上記以外の従事者を確保しても差し支えない。

(2) 従事者の研修

受託者は、交代・代替要員も含めた全ての従事者に対し、座学やOJT等による研修を行うこと。

(3) 連絡体制の構築

受託者は、業務開始に先立ち、埼玉県との連絡窓口（主たる担当者、電話番号及びメールアドレス等）を定め、埼玉県に提出する。

(4) 本業務の進行、進捗管理、連絡調整

受託者は、従事者を適切に管理し、本業務を円滑に進行して進捗を管理する。

また、埼玉県への連絡や協議が必要となった場合は、速やかに埼玉県へ連絡調整を行う。

(5) 現地確認等の実施

受託者は、以下を基本として現地確認等を実施する。

なお、実施に当たっては、今後の感染状況等も踏まえながら、埼玉県と協議して進めること。

ア 対象店舗

業務の対象区域内にある食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（宅配やテイクアウト専門店等の飲食スペースを有しない店舗を除く。）とする。

イ 対象店舗への訪問内容

現地確認（認証）の申込みへの対応、未認証店への働き掛け及び既認証店への再確認（モニタリング）とする。

モニタリングは、既認証店（令和4年7月末時点26,787店）に対し、原則年1回、抜き打ちにより訪問すること。

イ 現地確認等の業務内容

現地確認等においては、埼玉県のチェックリストにより、以下の項目が実践されているか確認し、実践されている場合は認証ステッカーを交付し、実践されていない場合は改善を働き掛ける。あわせて、埼玉県がデータ提供する感染防止対策のチラシ等を印刷し配布する。

(ア) 来店者の感染症予防

(イ) 従業員の感染症予防

(ウ) 施設・設備の衛生管理の徹底

(エ) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき飲食店への要請が実施されている状況においては、その遵守状況

(オ) 安心宣言に関すること

ウ 現地確認拠点の設置

現地確認員への認証ステッカーやチラシ等の受け渡し、現地確認員及び店舗からの問合せに対応するため、現地確認拠点を設置する。

(ア) 設置期間：令和4年10月1日（土）から令和5年3月31日（金）まで
なお、土日祝日を除く。

(イ) 設置時間：おおむね8時30分から21時00分まで

エ 確認結果報告

現地確認員は、確認結果を業務管理者に報告する。

(6) 確認結果の日次報告

業務管理者は、現地確認員から報告された確認結果を取りまとめ、埼玉県が指定する日時・方法で、埼玉県に報告する。

確認結果の取りまとめについては、複数の従事者や埼玉県職員などが利用しやすいシステム・ツール等を活用すること。

(7) 成果物

委託業務完了後、受託者は成果物として、以下を電子データ（必要に応じて紙媒体）で埼玉県に納品する。

ア 全ての店舗の確認結果一覧表

イ 各店舗のチェックリスト

ウ その他、埼玉県が必要と認めた資料

6 その他留意事項

(1) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、埼玉県に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(2) 秘密の保持

ア 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、埼玉県地了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(4) 再委託の制限

受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について埼玉県に協議し、承諾を得なければならない。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止

受託者は、委託業務の実施場所において、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図ること。

(6) その他

ア 本業務を実施するに当たっては、地方自治法、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法令、埼玉県暴力団排除条例、埼玉県財務規則その他本業務に関連する全ての法令等を遵守しなければならない。

イ 埼玉県及び受託者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

また、業務の遂行に当たり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく埼玉県と受託者が協議し、受託者は埼玉県の指示に従わなければならない。

ウ 受託者は、委託期間の満了又は解除により契約が終了した場合には、埼玉県が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は第三者に移行する業務を支援すること。これに必要な措置又は支援の具体的な内容は、埼玉県と協議の上、定めるものとする。

エ 本業務の実施目的を理解し、事業者や県民等の信頼を損なわないよう、品位を持ってトラブルが発生しないよう業務に従事すること。

オ 本業務において、飲食店や県民等から苦情を受けた場合には、対応後、速やかに埼玉県に報告すること。

カ 本業務中に生じた事件及び事故は、受託者が責任をもって処理すること。また、事件及び事故が発生した場合は、速やかに埼玉県へ報告すること。

キ 本仕様書に定めのない事項については、両者で協議し決定する。